

定期報告書の提出にあたっての注意事項

●対象家畜及び提出する書類

畜種および 所有頭羽数 提出書類	牛・馬・水牛		豚・めん羊・ 山羊・いのし し・鹿		鶏・あひる (合鴨)・うず ら・きじ・ほ ろほろ鳥・七 面鳥		だちょう・ エミュー	
	2頭 以上	1頭	6頭 以上	5頭 以下	100羽 以上	99羽 以下	10羽 以上	9羽 以下
①定期報告書	○	○	○	○	○	○	○	○
②飼養衛生管理基準の 遵守状況及び遵守す るための措置の実施 状況(チェック表)	○	×	○	×	○	×	○	×
③農場への立入者への 対応措置等	○	×	○	×	○	×	○	×
④農場平面図	△	×	△	×	△	×	△	×
⑤埋却用地情報	△	×	△	×	△	×	△	×

○：提出が必要 ×：提出は不要 △：変更がある場合には提出が必要

※新規の家畜所有者で、上記の一定数以上の家畜を所有している方は、①～⑤までの全ての書類を提出してください。

●提出書類① 定期報告書

- ・基本情報欄に家畜所有者、飼養衛生管理者の住所、氏名等必要事項の**記入**をお願いします。
- ・家畜の頭羽数については、**毎年2月1日時点の、所有している全ての飼養頭羽数**を記入してください。
 - ◆その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。
 - ◆「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - 1 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
 - 2 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - 3 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - 4 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。

- 5 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。
- 6 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- 7 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。

●提出書類② 飼養衛生管理基準の遵守状況

- ・農場の飼養衛生管理基準の遵守状況について、チェックをお願いします。
- ・記入漏れがないよう確認の上、提出をお願いします。

●提出書類③ 定期報告書添付書類

(1) 新規の家畜所有者

- ・提出書類③の1～5の項目のうち、2、3、4に記入をお願いします。
- ・2と3の項目については、枠内に対応措置を記入して下さい。
- ・4の項目については、畜舎毎に記入をお願いします。

(2) 既存の家畜所有者

- ・提出書類③の1～5の項目全てに記入をお願いします。
- ・1の項目については、④農場平面図を確認し変更の有無欄のいずれかに○印をお願いします。
- ・2及び3の項目については囲み枠内に対応措置を記入して下さい。
- ・4の項目については、畜舎ごとに記入をお願いします。
- ・5の項目については、⑤埋却用地情報を確認し、変更の有無欄のいずれかに○印をお願いします。

●提出書類④ 農場平面図

(1) 新規の家畜所有者

- ・衛生管理区域及びその出入口、消毒設備の設置箇所、畜舎の配置、埋却地等を記入した農場平面図を作成して提出してください。

(2) 既存の家畜所有者

- ・衛生管理区域及びその出入口、消毒設備の設置箇所、畜舎の配置、埋却地等の変更がある場合は、④農場平面図を訂正もしくは新たに平面図を作成して提出して下さい。
- ・変更がない場合には提出不要です。

●提出書類⑤ 埋却用地情報

(1) 新規の家畜所有者

- ・埋却地が確保できている場合は、提出書類④に埋却地の図を記入するとともに、表①～⑨の項目へも記入をお願いします(所在地、所有者、借地の場合、所有者との契約方法、面積(m²、反歩、坪など何でも構いません)、現状、距離、周辺住民への説明や承諾が取れているかなど)。
- ・埋却地が確保できていない場合は、提出書類⑤の表の①で無に○をして下さい。

(2) 既存の家畜所有者

- ・同封の⑤埋却用地情報に変更がある場合は、表の①～⑨の項目で該当する欄に記入をして提出して下さい（借地の場合は埋却可能かどうか、現状、近隣住民への説明や承諾が取れているかなど）。
- ・新たに埋却地を確保した場合は、空の提出書類⑤の①～⑨の項目に記入し、提出して下さい。
- ・変更がない場合には提出不要です。

提出先：山梨県西部家畜保健衛生所 保健指導課

住所 〒407-0024 山梨県韮崎市本町 3-5-24

電話 0551-22-0771

FAX 0551-22-6728

提出期限：①牛、馬、豚、めん羊、山羊、いのしし及び鹿の所有者

毎年4月15日（期限厳守でお願いします）

②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、
ほろほろ鳥、七面鳥の所有者

毎年6月15日（期限厳守でお願いします）

提出方法：郵送または FAX メールでの提出をご希望の場合はお問い合わせください。